

政 令 月 収 計 算 表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
 (2) 2～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。
 (3) 年齢は、 申込時 現在の満年齢です。

控除対象者		範囲	条件	控除額	計算額		
1 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	同居条件に合う方	38万円	×	人	万円
2 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	前年の所得課税証明書に記載	38万円	×	人	万円
3 老人扶養親族		扶養親族および控除対象配偶者のうち70歳以上の方	前年の所得課税証明書に記載	10万円	×	人	万円
4 特定扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族	入居許可しようとする日において、満年齢が16歳以上23歳未満かつ扶養親族であること(所得額38万円以下)	25万円	×	人	万円
5 障害者	特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者または上記1・2の対象者) (1)心神喪失の状況にある方または精神保健指定医等の判定により精神薄弱者とされた方。(このうち重度と判定された方は特別障害者) (2)精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方。(1級または2級の方は特別障害者) (4)障害の程度欄が「A」または「B1」、「B2」の療育手帳の交付を受けている方。「A」の方は特別障害者	前年の所得課税証明書に記載されているか、障害者手帳等の証明できる書類がある方	40万円	×	人	万円
	障害者	(5)戦傷病者手帳の交付を受けている方。(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (8)65歳以上でその障害が(1)または(3)と同程度であると福祉事務所の長の認定を受けた方。((1)または(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)		27万円			
6 寡婦		申込本人または同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方。 ア 夫と死別または離婚してから婚姻していない方、あるいは夫の生死が不明な方で、扶養親族その他生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が38万円を超える子は除きます。)がいる方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	前年の所得課税証明書に記載	27万円	×	人	万円
7 寡夫		申込本人または同居親族で次のア～ウのすべてに該当する方。 ア 妻と死別または離婚してから婚姻していないか、妻の生死が不明であること。 イ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が38万円を超える子は除きます。)があること。 ウ 年間の所得の見積額が500万円以下であること。		27万円			
控 除 合 計 額							万円

・控除額は該当者1人についての額(年間)です。

$$[(\text{世帯の年間総所得} - \text{控除合計額}) \div 12 = \text{政令月収}]$$

世帯の年間総所得額	控除合計額	政令月収
円	円	円